

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局
【提出日】	平成27年12月1日
【会社名】	株式会社アドテック プラズマ テクノロジー
【英訳名】	ADTEC PLASMA TECHNOLOGY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 修逸
【本店の所在の場所】	広島県福山市引野町五丁目6番10号
【電話番号】	(084) 945 - 1359
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務・経理部長 中山 浩之
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市引野町五丁目6番10号
【電話番号】	(084) 945 - 1359
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務・経理部長 中山 浩之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年11月27日開催の当社第31回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年11月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円 総額 17,168,000円
効力発生日
平成27年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

コーポレートガバナンスの一層の充実を目的として、監査等委員会設置会社へ移行するため、所要の条文の新設、変更及び削除等を行うものであります。あわせて、将来の経営体制の強化に備え、役付取締役が取締役会長を追加するため、所要の条文の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、藤井修逸、島田慎太郎、中山浩之、崎谷文雄、ジョーアムスター、メアリーマックガバン、後藤浩樹、高原敏浩、森下秀法を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、佐藤正義、小原紘一郎、藤原祥二を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、役員賞与を含め年額2億円（うち社外取締役1千万円）以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、役員賞与を含め年額2千万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	44,574	519	-	(注)1	可決 98.84
第2号議案	44,709	384	-	(注)2	可決 99.14
第3号議案				(注)3	
藤井 修逸	44,718	375	-		可決 99.16
島田 慎太郎	44,731	362	-		可決 99.19
中山 浩之	44,708	385	-		可決 99.14
崎谷 文雄	44,594	499	-		可決 98.89
ジョー アムスター	44,727	366	-		可決 99.18
メアリー マックガバン	44,727	366	-		可決 99.18
後藤 浩樹	44,731	362	-		可決 99.19
高原 敏浩	44,727	366	-		可決 99.18
森下 秀法	44,731	362	-		可決 99.19
第4号議案				(注)3	
佐藤 正義	44,592	501	-		可決 98.88
小原 紘一郎	44,652	441	-		可決 99.02
藤原 祥二	44,734	359	-		可決 99.20
第5号議案	44,483	610	-	(注)1	可決 98.64
第6号議案	44,448	646	-	(注)1	可決 98.56

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上